

◎新潟県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
にしむら女性クリニック	長岡市新保6－86	令和8年7月31日
すみよし調剤薬局	上越市住吉町63番地	令和8年7月31日
野田歯科医院	新発田市佐々木164番地	令和8年8月27日